

商法改正に伴う「上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則」等の
一部改正新旧対照表

目 次

(ページ)

1．上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則の一部改正新旧対照表	1
2．不動産投資信託証券に関する有価証券上場規程の特例の一部改正新旧対照表	2
3．新株引受権証書確約書の一部改正新旧対照表	3
4．優先出資引受権証書確約書の一部改正新旧対照表	4
5．業務規程施行規則の一部改正新旧対照表	5
6．制度信用銘柄及び貸借銘柄の選定に関する規則の一部改正新旧対照表	6
7．有価証券上場規程に関する取扱い要領の一部改正新旧対照表	14
8．株券上場審査基準の取扱いの一部改正新旧対照表	16
9．上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則の取扱いの一部改正新旧対照表	21
10．株券上場廃止基準の取扱いの一部改正新旧対照表	22
11．優先株に関する有価証券上場規程の特例の取扱いの一部改正新旧対照表	27
12．不動産投資信託証券に関する有価証券上場規程の特例の取扱いの一部改正新旧対照表	29

上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(決定事項等に係る通知及び書類の提出)</p> <p>第5条 上場会社は、次の各号に掲げる事項について決議又は決定を行った場合(投資者の投資判断に及ぼす影響が軽微なものとして本所が定める基準に該当する場合を除く。)には、直ちに本所に通知するとともに、本所が別に定めるところに従い、書類の提出を行うものとする。</p> <p>(1)～(8) (略)</p> <p>(9) <u>株式に係る基準日の設定</u></p> <p>(10)～(13) (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p align="center">付 則</p> <p>この改正規定は、平成16年10月1日から施行する。</p>	<p>(決定事項等に係る通知及び書類の提出)</p> <p>第5条 上場会社は、次の各号に掲げる事項について決議又は決定を行った場合(投資者の投資判断に及ぼす影響が軽微なものとして本所が定める基準に該当する場合を除く。)には、直ちに本所に通知するとともに、本所が別に定めるところに従い、書類の提出を行うものとする。</p> <p>(1)～(8) (略)</p> <p>(9) <u>株式の名義書換の臨時停止</u></p> <p>(10)～(13) (略)</p> <p>2・3 (略)</p>

不動産投資信託証券に関する有価証券上場規程の特例の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(決定事項等に係る通知及び書類の提出等)</p> <p>第11条 上場不動産投資信託証券の発行者は、次の各号に掲げる上場不動産投資信託証券の区分に従い当該各号に定める場合に該当した場合(投資者の投資判断に及ぼす影響が軽微なものとして本所が定める基準に該当する場合を除く。)には、直ちに本所に通知するとともに、本所が別に定めるところに従い、書類の提出を行うものとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 投資証券 次に掲げる場合</p> <p>a 上場投資証券の発行者である投資法人が次のいずれかに掲げる事項について決議又は決定を行った場合</p> <p>(a) (略)</p> <p>(b) <u>基準日の設定</u></p> <p>(c)～(e) (略)</p> <p>b (略)</p> <p>2～6 (略)</p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>この改正規定は、平成16年10月1日から施行する。</p>	<p>(決定事項等に係る通知及び書類の提出等)</p> <p>第11条 上場不動産投資信託証券の発行者は、次の各号に掲げる上場不動産投資信託証券の区分に従い当該各号に定める場合に該当した場合(投資者の投資判断に及ぼす影響が軽微なものとして本所が定める基準に該当する場合を除く。)には、直ちに本所に通知するとともに、本所が別に定めるところに従い、書類の提出を行うものとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 投資証券 次に掲げる場合</p> <p>a 上場投資証券の発行者である投資法人が次のいずれかに掲げる事項について決議又は決定を行った場合</p> <p>(a) (略)</p> <p>(b) <u>名義書換の臨時停止</u></p> <p>(c)～(e) (略)</p> <p>b (略)</p> <p>2～6 (略)</p>

新株引受権証券確約書の一部改正新旧対照表

新	旧
<p style="text-align: center;">確約書</p> <p style="text-align: right;">平成 年 月 日</p> <p>証券会員制法人福岡証券取引所 理事長 殿</p> <p style="text-align: center;">本店所在地 _____</p> <p style="text-align: center;">会社名 _____ 印</p> <p style="text-align: center;">代表者の 役職氏名 _____ 印</p> <p style="text-align: center;">(コード番号 _____)</p> <p>本会社は、平成 年 月 日発行の新株式に係る新株引受権証券の上場に関して、次の各項に掲げる事項を、貴取引所に対し確約いたします。</p> <p>1. ~ 5. (略)</p> <p>6. 本会社は、貴取引所における売買の決済に支障をきたさないよう株券を<u>払込期日以後</u>遅滞なく発行します。</p> <p>7. ・ 8. (略)</p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>この改正規定は、平成16年10月1日から施行する。</p>	<p style="text-align: center;">確約書</p> <p style="text-align: right;">平成 年 月 日</p> <p>証券会員制法人福岡証券取引所 理事長 殿</p> <p style="text-align: center;">本店所在地 _____</p> <p style="text-align: center;">会社名 _____ 印</p> <p style="text-align: center;">代表者の 役職氏名 _____ 印</p> <p style="text-align: center;">(コード番号 _____)</p> <p>本会社は、平成 年 月 日発行の新株式に係る新株引受権証券の上場に関して、次の各項に掲げる事項を、貴取引所に対し確約いたします。</p> <p>1. ~ 5. (略)</p> <p>6. 本会社は、貴取引所における売買の決済に支障をきたさないよう株券を<u>払込期日後</u>遅滞なく発行します。</p> <p>7. ・ 8. (略)</p>

優先出資引受権証券確約書の一部改正新旧対照表

新	旧
確約書	確約書
平成 年 月 日	平成 年 月 日
証券会員制法人福岡証券取引所	証券会員制法人福岡証券取引所
理事長 殿	理事長 殿
主たる事務所の 所在地 _____	主たる事務所の 所在地 _____
発行者名 _____ 印	発行者名 _____ 印
代表者の 役職氏名 _____ 印	代表者の 役職氏名 _____ 印
(コード番号 _____)	(コード番号 _____)
<p>本機関は、平成 年 月 日発行の優先出資に係る優先出資引受権証券の上場に関して、次の各項に掲げる事項を、貴取引所に対し確約いたします。</p> <p>1 . ~ 5 . (略)</p> <p>6 . 本機関は、貴取引所における売買の決済に支障をきたさないよう優先出資証券を<u>払込期日以後遅滞なく</u>発行します。</p> <p>7 . ・ 8 . (略)</p>	<p>本機関は、平成 年 月 日発行の優先出資に係る優先出資引受権証券の上場に関して、次の各項に掲げる事項を、貴取引所に対し確約いたします。</p> <p>1 . ~ 5 . (略)</p> <p>6 . 本機関は、貴取引所における売買の決済に支障をきたさないよう株券を<u>払込期日後遅滞なく</u>発行します。</p> <p>7 . ・ 8 . (略)</p>
付 則	
この改正規定は、平成16年10月1日から施行する。	

業務規程施行規則の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(配当落等の期日)</p> <p>第 1 8 条 規程第 2 5 条第 1 項に規定する配当落又は権利落とする期日は、次の各号に定める日とする。</p> <p>(1) 当日決済取引</p> <p>配当若しくは新株引受権その他の権利を受ける者又は株主総会（優先出資者総会及び投資主総会を含む。）において株主（優先出資者及び投資主を含む。）として議決権を行使する者を確定するための基準日</p> <p>(2) (略)</p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>この改正規定は、平成 1 6 年 1 0 月 1 日から施行する。</p>	<p>(配当落等の期日)</p> <p>第 1 8 条 規程第 2 5 条第 1 項に規定する配当落又は権利落とする期日は、次の各号に定める日とする。</p> <p>(1) 当日決済取引</p> <p>配当若しくは新株引受権その他の権利を受ける者又は株主総会（優先出資者総会及び投資主総会を含む。）において株主（優先出資者及び投資主を含む。）として議決権を行使する者を確定するための基準日又は株主名簿（優先出資者名簿及び投資主名簿を含む。）閉鎖開始日の前日</p> <p>(2) (略)</p>

制度信用銘柄及び貸借銘柄の選定に関する規則一部新旧対照表

新	旧
<p>(不動産投資信託証券に係る制度信用銘柄の選定基準)</p> <p>第2条の2 (略)</p> <p>2 株券上場審査基準の取扱い2.(2)aの(e)及び同dの規定は前項第2号に規定する大口受益者が所有する受益権の総口数又は大口投資主が所有する投資口の総口数及び受益者数又は投資主数について、株券上場審査基準の取扱い2.(6)dの規定は前項第3号に規定する利益の額について、株券上場廃止基準の取扱い1.(5)bの規定は前項第4号に規定する資産総額及び純資産総額について、それぞれ準用する。この場合において、株券上場審査基準の取扱い2.(2)aの(e)及び同dの規定中「少数特定者持株数」とあるのは「大口受益者が所有する受益権の総口数又は大口投資主が所有する投資口の総口数」と、「株主数」とあるのは「受益者数又は投資主数」と、「新規上場申請者」とあるのは「上場不動産投資信託証券の発行者」と、株券上場審査基準の取扱い2.(2)aの(e)中「株主」とあるのは「受益者又は投資主」と、株券上場審査基準の取扱い2.(2)d中「株式数」とあるのは「受益権口数又は投資口口数」と、株券上場審査基準の取扱い2.(2)aの(e)中「株式」とあるのは「受益権又は投資口」と、株券上場審査基準の取扱い2.(2)d中「株券」とあるのは「不動産投資信託証券」と、「50単位」とあるのは「50口」と、「株式の分布状況表」とあるのは「不動産投資信託証券の分布状況表」と、「株式の分布状況」とあるのは「受益券又は投資口の分布状況」と、株券上場廃止基準の取扱い1.(5)b中「株主資本(純資産)」とあるのは「純資</p>	<p>(不動産投資信託証券に係る制度信用銘柄の選定基準)</p> <p>第2条の2 (略)</p> <p>2 株券上場審査基準の取扱い2.(2)aの(e)及び同dの規定は前項第2号に規定する大口受益者が所有する受益権の総口数又は大口投資主が所有する投資口の総口数及び受益者数又は投資主数について、株券上場審査基準の取扱い2.(6)dの規定は前項第3号に規定する利益の額について、株券上場廃止基準の取扱い1.(5)bの規定は前項第4号に規定する資産総額及び純資産総額について、それぞれ準用する。この場合において、株券上場審査基準の取扱い2.(2)aの(e)及び同dの規定中「少数特定者持株数」とあるのは「大口受益者が所有する受益権の総口数又は大口投資主が所有する投資口の総口数」と、「株主数」とあるのは「受益者数又は投資主数」と、<u>「株主名簿」とあるのは「受益者名簿又は投資主名簿」と</u>、「新規上場申請者」とあるのは「上場不動産投資信託証券の発行者」と、株券上場審査基準の取扱い2.(2)aの(e)中「株主」とあるのは「受益者又は投資主」と、株券上場審査基準の取扱い2.(2)d中「株式数」とあるのは「受益権口数又は投資口口数」と、株券上場審査基準の取扱い2.(2)aの(e)中「株式」とあるのは「受益権又は投資口」と、株券上場審査基準の取扱い2.(2)d中「株券」とあるのは「不動産投資信託証券」と、「50単位」とあるのは「50口」と、「株式の分布状況表」とあるのは「不動産投資信託証券の分布状況表」と、「株式の分布状況」とあるのは「受益券又は投資口の分布状況」と、株券上場廃止基準の</p>

産総額」と読み替えるものとする。

3 審査対象計算期間又は審査対象営業期間後から第4条第1項及び第3項(第4条第1項に係るものに限る。)に定める日の属する月の前々月の末日までに公募若しくは売出し又は数量制限付分売を行われた上場不動産投資信託証券であって、当該期間内に当該公募若しくは売出しの内容又は数量制限付分売の結果について証する書面を提出したものについて適用するものとし、大口受益者が所有する受益権の総口数又は大口投資主が所有する投資口の総口数及び受益者数又は投資主数については、次の各号に定めるところにより取り扱うものとする。この場合において、最近の基準日における上場受益権口数又は投資口口数に当該公募に係る受益権口数又は投資口口数を加算した受益権口数又は投資口口数を、最近の基準日における上場受益権口数又は投資口口数とみなすものとする。

(1) 大口受益者が所有する受益権の総口数又は大口投資主が所有する投資口の総口数については、上場不動産投資信託証券の発行者が本所に提出した「不動産投資信託証券の分布状況表」に記載された受益権口数又は投資口口数に、当該公募若しくは売出し又は数量制限付分売により増減した受益権口数又は投資口口数を加減した受益権口数又は投資口口数に基づき算出した大口受益者が所有する受益権の総口数又は大口投資主が所有する投資口の総口数を最近の基準日における大口受益者が所有する受益権の総口数又は大口投資主が所有する投資口の総口数とみなすものとする。

取扱い1.(5)b中「株主資本(純資産)」とあるのは「純資産総額」と読み替えるものとする。

3 審査対象計算期間又は審査対象営業期間後から第4条第1項及び第3項(第4条第1項に係るものに限る。)に定める日の属する月の前々月の末日までに公募若しくは売出し又は数量制限付分売を行われた上場不動産投資信託証券であって、当該期間内に当該公募若しくは売出しの内容又は数量制限付分売の結果について証する書面を提出したものについて適用するものとし、大口受益者が所有する受益権の総口数又は大口投資主が所有する投資口の総口数及び受益者数又は投資主数については、次の各号に定めるところにより取り扱うものとする。この場合において、最近の受益者名簿又は投資主名簿の閉鎖時又は基準日における上場受益権口数又は投資口口数に当該公募に係る受益権口数又は投資口口数を加算した受益権口数又は投資口口数を、最近の受益者名簿又は投資主名簿の閉鎖時又は基準日における上場受益権口数又は投資口口数とみなすものとする。

(1) 大口受益者が所有する受益権の総口数又は大口投資主が所有する投資口の総口数については、上場不動産投資信託証券の発行者が本所に提出した「不動産投資信託証券の分布状況表」に記載された受益権口数又は投資口口数に、当該公募若しくは売出し又は数量制限付分売により増減した受益権口数又は投資口口数を加減した受益権口数又は投資口口数に基づき算出した大口受益者が所有する受益権の総口数又は大口投資主が所有する投資口の総口数を最近の受益者名簿又は投資主名簿の閉鎖時又は基準日における大口受益者が所有する受益権の総口数又は大口投資主が所有する投資口の総口数とみなすものとする。

(2) 受益者数又は投資主数については、上場不動産投資信託証券の発行者が本所に提出した「不動産投資信託証券の分布状況表」に記載された受益者数又は投資主数に、当該公募若しくは売出し又は数量制限付分売に係る受益者数又は投資主数（数量制限付分売については、本所が認めた人数）を加算した受益者数又は投資主数を最近の基準日における受益者数又は投資主数とみなすものとする。

4～6（略）

（不動産投資信託証券に係る貸借銘柄の選定基準）

第3条の2（略）

2 株券上場審査基準の取扱い2.(2)aの(e)及び同dの規定は前項第3号に規定する大口受益者が所有する受益権の総口数又は大口投資主が所有する投資口の総口数及び受益者数又は投資主数について、株券上場審査基準の取扱い2.(6)dの規定は前項第5号に規定する利益の額について、株券上場廃止基準の取扱い1.(5)bの規定は前項第6号に規定する資産総額及び純資産総額について、それぞれ準用する。この場合において、株券上場審査基準の取扱い2.(2)aの(e)及び同dの規定中「少数特定者持株数」とあるのは「大口受益者が所有する受益権の総口数又は大口投資主が所有する投資口の総口数」と、「株主数」とあるのは「受益者数又は投資主数」と、「新規上場申請者」とあるのは「上場不動産投資信託証券の発行者」と、株券上場審査基準の取扱い2.(2)aの(e)中「株主」とあるのは「受益者又は投資主」と、株券上場審査基準の取扱い2.(2)d中「株式数」とあるのは「受益権口数又は投資口口数」と、株券上場審査基準の取扱い2.

(2) 受益者数又は投資主数については、上場不動産投資信託証券の発行者が本所に提出した「不動産投資信託証券の分布状況表」に記載された受益者数又は投資主数に、当該公募若しくは売出し又は数量制限付分売に係る受益者数又は投資主数（数量制限付分売については、本所が認めた人数）を加算した受益者数又は投資主数を最近の受益者名簿又は投資主名簿の閉鎖時又は基準日における受益者数又は投資主数とみなすものとする。

4～6（略）

（不動産投資信託証券に係る貸借銘柄の選定基準）

第3条の2（略）

2 株券上場審査基準の取扱い2.(2)aの(e)及び同dの規定は前項第3号に規定する大口受益者が所有する受益権の総口数又は大口投資主が所有する投資口の総口数及び受益者数又は投資主数について、株券上場審査基準の取扱い2.(6)dの規定は前項第5号に規定する利益の額について、株券上場廃止基準の取扱い1.(5)bの規定は前項第6号に規定する資産総額及び純資産総額について、それぞれ準用する。この場合において、株券上場審査基準の取扱い2.(2)aの(e)及び同dの規定中「少数特定者持株数」とあるのは「大口受益者が所有する受益権の総口数又は大口投資主が所有する投資口の総口数」と、「株主数」とあるのは「受益者名簿又は投資主名簿」とあるのは「受益者名簿又は投資主名簿」と、「新規上場申請者」とあるのは「上場不動産投資信託証券の発行者」と、株券上場審査基準の取扱い2.(2)aの(e)中「株主」とあるのは「受益者又は投資主」と、株券上場審査基準の取扱い2.(2)d中「株式数」とあるのは「受益

(2) aの(e)中「株式」とあるのは「受益権又は投資口」と、株券上場審査基準の取扱い2。(2) d中「株券」とあるのは「不動産投資信託証券」と、「50単位」とあるのは「50口」と、「株式の分布状況表」とあるのは「不動産投資信託証券の分布状況表」と、「株式の分布状況」とあるのは「受益券又は投資口の分布状況」と、株券上場廃止基準の取扱い1。(5) b中「株主資本(純資産)」とあるのは「純資産総額」と読み替えるものとする。

3 審査対象計算期間又は審査対象営業期間後から第4条第1項及び第3項(第4条第1項に係るものに限る。)に定める日の属する月の前々月の末日までに公募若しくは売出し又は数量制限付分売を行われた上場不動産投資信託証券であって、当該期間内に当該公募若しくは売出しの内容又は数量制限付分売の結果について証する書面を提出したものについて適用するものとし、大口受益者が所有する受益権の総口数又は大口投資主が所有する投資口の総口数及び受益者数又は投資主数については、次の各号に定めるところにより取り扱うものとする。この場合において、最近の基準日における上場受益権口数又は投資口口数に当該公募に係る受益権口数又は投資口口数を加算した受益権口数又は投資口口数を、最近の基準日における上場受益権口数又は投資口口数とみなすものとする。

(1) 大口受益者が所有する受益権の総口数又は大口投資主が所有する投資口の総口数については、上場不動産投資信託証券の発行者が本所に提出した「不動産投資信託証券の分布状況表」に記載された受益権口数又は投資

権口数又は投資口口数」と、株券上場審査基準の取扱い2。(2) aの(e)中「株式」とあるのは「受益権又は投資口」と、株券上場審査基準の取扱い2。(2) d中「株券」とあるのは「不動産投資信託証券」と、「50単位」とあるのは「50口」と、「株式の分布状況表」とあるのは「不動産投資信託証券の分布状況表」と、「株式の分布状況」とあるのは「受益券又は投資口の分布状況」と、株券上場廃止基準の取扱い1。(5) b中「株主資本(純資産)」とあるのは「純資産総額」と読み替えるものとする。

3 審査対象計算期間又は審査対象営業期間後から第4条第1項及び第3項(第4条第1項に係るものに限る。)に定める日の属する月の前々月の末日までに公募若しくは売出し又は数量制限付分売を行われた上場不動産投資信託証券であって、当該期間内に当該公募若しくは売出しの内容又は数量制限付分売の結果について証する書面を提出したものについて適用するものとし、大口受益者が所有する受益権の総口数又は大口投資主が所有する投資口の総口数及び受益者数又は投資主数については、次の各号に定めるところにより取り扱うものとする。この場合において、最近の受益者名簿又は投資主名簿の閉鎖時又は基準日における上場受益権口数又は投資口口数に当該公募に係る受益権口数又は投資口口数を加算した受益権口数又は投資口口数を、最近の受益者名簿又は投資主名簿の閉鎖時又は基準日における上場受益権口数又は投資口口数とみなすものとする。

(1) 大口受益者が所有する受益権の総口数又は大口投資主が所有する投資口の総口数については、上場不動産投資信託証券の発行者が本所に提出した「不動産投資信託証券の分布状況表」に記載された受益権口数又は投資

口口数に、当該公募若しくは売出し又は数量制限付分売により増減した受益権口数又は投資口口数を加減した受益権口数又は投資口口数に基づき算出した大口受益者が所有する受益権の総口数又は大口投資主が所有する投資口の総口数を最近の基準日における大口受益者が所有する受益権の総口数又は大口投資主が所有する投資口の総口数とみなすものとする。

(2) 受益者数又は投資主数については、上場不動産投資信託証券の発行者が本所に提出した「不動産投資信託証券の分布状況表」に記載された受益者数又は投資主数に、当該公募若しくは売出し又は数量制限付分売に係る受益者数又は投資主数(数量制限付分売については、本所が認めた人数)を加算した受益者数又は投資主数を最近の基準日における受益者数又は投資主数とみなすものとする。

4～6 (略)

(制度信用銘柄である不動産投資信託証券の選定取消基準)

第5条の2 (略)

2 株券上場廃止基準の取扱い1.(1)cの規定は、前項第1号に規定する上場受益権口数又は上場投資口口数について、株券上場廃止基準の取扱い1.(2)eの規定は前項第2号bに規定する受益者数又は投資主数について、それぞれ準用する。この場合において、株券上場廃止基準の取扱い1.(1)c中「上場株式数」とあるのは「上場受益権口数又は上場投資口口数」と、「2,000単位」とあるのは「2,000口」と、「減少に関する株主総会決議についての書面による報告」とあるのは「減少が確定した旨の上場受益証券の発行者からの書面

口口数に、当該公募若しくは売出し又は数量制限付分売により増減した受益権口数又は投資口口数を加減した受益権口数又は投資口口数に基づき算出した大口受益者が所有する受益権の総口数又は大口投資主が所有する投資口の総口数を最近の受益者名簿又は投資主名簿の閉鎖時又は基準日における大口受益者が所有する受益権の総口数又は大口投資主が所有する投資口の総口数とみなすものとする。

(2) 受益者数又は投資主数については、上場不動産投資信託証券の発行者が本所に提出した「不動産投資信託証券の分布状況表」に記載された受益者数又は投資主数に、当該公募若しくは売出し又は数量制限付分売に係る受益者数又は投資主数(数量制限付分売については、本所が認めた人数)を加算した受益者数又は投資主数を最近の受益者名簿又は投資主名簿の閉鎖時又は基準日における受益者数又は投資主数とみなすものとする。

4～6 (略)

(制度信用銘柄である不動産投資信託証券の選定取消基準)

第5条の2 (略)

2 株券上場廃止基準の取扱い1.(1)cの規定は、前項第1号に規定する上場受益権口数又は上場投資口口数について、株券上場廃止基準の取扱い1.(2)eの規定は前項第2号bに規定する受益者数又は投資主数について、それぞれ準用する。この場合において、株券上場廃止基準の取扱い1.(1)c中「上場株式数」とあるのは「上場受益権口数又は上場投資口口数」と、「2,000単位」とあるのは「2,000口」と、「減少に関する株主総会決議についての書面による報告」とあるのは「減少が確定した旨の上場受益証券の発行者からの書面

による報告又は減少に関する投資主総会の決議
についての上場投資法人からの書面による報告」と、株券上場廃止基準の取扱い1.(1)
c及び(2)eの規定中「上場会社」とあるのは「不動産投資信託証券の発行者」と、株券上
場廃止基準の取扱い1.(2)e中「株主数」とあるのは「受益者数又は投資主数」と、「株
式」とあるのは「受益権又は投資口」と、「株
主」とあるのは「受益者又は投資主」と読み替
えるものとする。

(貸借銘柄である不動産投資信託証券の選定取消
基準)

第6条の2 (略)

2 株券上場廃止基準の取扱い1.(1)cの規定は、前項第1号に規定する上場受益権口数又は上場投資口口数について、並びに株券上場廃止基準の取扱い1.(2)eの規定は、前項第2号bに規定する受益者数又は投資主数について、それぞれ準用する。この場合において、株券上場廃止基準の取扱い1.(1)c中「上場株式数」とあるのは「上場受益権口数又は上場投資口口数」と、「2,000単位」とあるのは「1万口」と、「減少に関する株主総会決議についての書面による報告」とあるのは「減少が確定した旨の上場受益証券の発行者からの書面による報告又は減少に関する投資主総会の決議についての書面による報告」と、株券上場廃止基準の取扱い1.(1)c及び(2)eの規定中「上場会社」とあるのは「不動産投資信託証券の発行者」と、株券上場廃止基準の取扱い1.(2)e中「株主数」とあるのは「受益者数又は投資主数」と、「株式」とあるのは「受益権又は投資口」と、「株主」とあるのは「受益者又は投資主」と読み替えるものとする。

による報告又は減少に関する投資主総会の決議
についての上場投資法人からの書面による報告」と、株券上場廃止基準の取扱い1.(1)
c及び(2)eの規定中「上場会社」とあるのは「不動産投資信託証券の発行者」と、株券上
場廃止基準の取扱い1.(2)e中「株主数」とあるのは「受益者数又は投資主数」と、「株
式」とあるのは「受益権又は投資口」と、「株
主名簿」とあるのは「受益者名簿又は投資主名
簿」と、「株主」とあるのは「受益者又は投資
主」と読み替えるものとする。

(貸借銘柄である不動産投資信託証券の選定取消
基準)

第6条の2 (略)

2 株券上場廃止基準の取扱い1.(1)cの規定は、前項第1号に規定する上場受益権口数又は上場投資口口数について、並びに株券上場廃止基準の取扱い1.(2)eの規定は、前項第2号bに規定する受益者数又は投資主数について、それぞれ準用する。この場合において、株券上場廃止基準の取扱い1.(1)c中「上場株式数」とあるのは「上場受益権口数又は上場投資口口数」と、「2,000単位」とあるのは「1万口」と、「減少に関する株主総会決議についての書面による報告」とあるのは「減少が確定した旨の上場受益証券の発行者からの書面による報告又は減少に関する投資主総会の決議についての書面による報告」と、株券上場廃止基準の取扱い1.(1)c及び(2)eの規定中「上場会社」とあるのは「不動産投資信託証券の発行者」と、株券上場廃止基準の取扱い1.(2)e中「株主数」とあるのは「受益者数又は投資主数」と、「株式」とあるのは「受益権又は投資口」と、「株
主名簿」とあるのは「受益者名簿又は投資主名
簿」と、「株主」とあるのは「受益者又は投資

(不動産投資信託証券に係る選定基準の特例)

第7条の2 (略)

2 株券上場廃止基準の取扱い1.(2)d、i、j及び1の規定は、第5条の2第1項第2号又は第6条の2第1項第2号に該当し猶予期間に入った銘柄について準用する。この場合において、株券上場廃止基準の取扱い1.(2)d及び1の規定中「少数特定者持株数」とあるのは「大口受益者が所有する受益権の総口数又は大口投資主が所有する投資口の総口数」と、株券上場廃止基準の取扱い1.(2)d、i及び1の規定中「上場会社」とあるのは「上場不動産投資信託証券の発行者」と、株券上場廃止基準の取扱い1.(2)d、j及び1の規定中「上場株式数」とあるのは「上場受益権口数又は上場投資口口数」と、株券上場廃止基準の取扱い1.(2)d中「株式数」とあるのは「受益権口数又は投資口口数」と、株券上場廃止基準の取扱い1.(2)d及びiの規定中「株式」とあるのは「受益権又は投資口」と、株券上場廃止基準の取扱い1.(2)d中「大株主上位10名及び役員」とあるのは「大口受益者又は大口投資主」と、「大株主上位10名又は役員」とあるのは「大口受益者又は大口投資主」と、株券上場廃止基準の取扱い1.(2)i、j及び1の規定中「株主数」とあるのは「受益者数又は投資主数」と、株券上場廃止基準の取扱い1.(2)1中「株式数」とあるのは「受益権口数又は投資口口数」と、「株式の分布状況表」とあるのは「不動産投資信託証券の分布状況表」と、「株主」とあるのは「受益者又は投資主」と、株券上場廃止基準の取扱い1.(2)j中「株式分割」とあるのは「受益権の分割又は投資口の分割」と読み替えるものとする。

主」と読み替えるものとする。

(不動産投資信託証券に係る選定基準の特例)

第7条の2 (略)

2 株券上場廃止基準の取扱い1.(2)d、i、j及び1の規定は、第5条の2第1項第2号又は第6条の2第1項第2号に該当し猶予期間に入った銘柄について準用する。この場合において、株券上場廃止基準の取扱い1.(2)d及び1の規定中「少数特定者持株数」とあるのは「大口受益者が所有する受益権の総口数又は大口投資主が所有する投資口の総口数」と、株券上場廃止基準の取扱い1.(2)d、i及び1の規定中「上場会社」とあるのは「上場不動産投資信託証券の発行者」と、株券上場廃止基準の取扱い1.(2)d、i及びjの規定中「株主名簿」とあるのは「受益者名簿又は投資主名簿」と、株券上場廃止基準の取扱い1.(2)d、j及び1の規定中「上場株式数」とあるのは「上場受益権口数又は上場投資口口数」と、株券上場廃止基準の取扱い1.(2)d中「株式数」とあるのは「受益権口数又は投資口口数」と、株券上場廃止基準の取扱い1.(2)d及びiの規定中「株式」とあるのは「受益権又は投資口」と、株券上場廃止基準の取扱い1.(2)d中「大株主上位10名及び役員」とあるのは「大口受益者又は大口投資主」と、「大株主上位10名又は役員」とあるのは「大口受益者又は大口投資主」と、株券上場廃止基準の取扱い1.(2)i、j及び1の規定中「株主数」とあるのは「受益者数又は投資主数」と、株券上場廃止基準の取扱い1.(2)1中「株式数」とあるのは「受益権口数又は投資口口数」と、「株式の分布状況表」とあるのは「不動産投資信託証券の分布状況表」と、「株主」とあるのは「受益者又は投資主」と、株券上場廃止基準の取扱い1.(2)j中「株式分割」とあるのは「受益権の分割又は

投資口の分割」と読み替えるものとする。

付 則

- 1 この改正規定は、平成16年10月1日から施行する。
- 2 株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律（平成16年法律第88号）による改正前の投資信託及び投資法人に関する法律の規定により投資主名簿の閉鎖を行っている場合においては、当該投資主名簿の閉鎖時を基準日とみなして、改正後の規定を適用する。

有価証券上場規程に関する取扱い要領の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>2. 第3条（新規上場申請手続）第2項関係 (1)～(3)（略） (4) 第9号に規定する「本所が必要と認める書類」とは、次に掲げるものをいうものとする。ただし、Q-Boardへの新規上場申請者は、a、d、dの2、eからgまで、j及びnの2に規定する書類については、添付を要しない。 a～（略） j 本所所定の「株式の分布状況表」 この場合において、商法又は優先出資法の規定により基準日を設けたとき（保振法第31条第1項第3号の規定（同法第39条の5において準用する場合を含む。）に基づき保管振替機関が実質株主の通知を行った場合を含む。）は、当該基準日（営業年度の開始の日から起算して6か月を経過した日（商法第293条の5第1項の規定により定款をもって営業年度中の一定の日を定めている場合には、営業年度ごとの当該日）を含む。以下「基準日等」という。）における株主若しくは優先出資者が所有する株式若しくは優先出資の数又は株主若しくは優先出資者の数を把握した都度、更新後の「株式の分布状況表」を提出するものとする。</p> <p>k～o（略） (5)（略）</p>	<p>2. 第3条（新規上場申請手続）第2項関係 (1)～(3)（略） (4) 第9号に規定する「本所が必要と認める書類」とは、次に掲げるものをいうものとする。ただし、Q-Boardへの新規上場申請者は、a、d、dの2、eからgまで、j及びnの2に規定する書類については、添付を要しない。 a～（略） j 本所所定の「株式の分布状況表」 この場合において、商法又は優先出資法の規定により<u>株主名簿又は優先出資者名簿の閉鎖を行ったとき又は基準日を設けたとき</u>（保振法第31条第1項第3号の規定（同法第39条の5において準用する場合を含む。）に基づき保管振替機関が実質株主の通知を行った場合を含む。）は、当該<u>株主名簿若しくは優先出資者名簿の閉鎖時又は基準日</u>（営業年度の開始の日から起算して6か月を経過した日（商法第293条の5第1項の規定により定款をもって営業年度中の一定の日を定めている場合には、営業年度ごとの当該日）を含む。以下「<u>株主名簿の閉鎖時又は基準日</u>」という。）における株主若しくは優先出資者が所有する株式若しくは優先出資の数又は株主若しくは優先出資者の数を把握した都度、更新後の「株式の分布状況表」を提出するものとする。</p> <p>k～o（略） (5)（略）</p>
<p>14. 第10条（新株券等の上場）関係 (1)～(3)（略）</p>	<p>14. 第10条（新株券等の上場）関係 (1)～(3)（略）</p>

(4) 新株引受権証書については、(1)及び(2)に定めるほか、その発行方法等が次のaからdまでに掲げる要件に適合する場合に上場するものとし、その上場期間は、当該新株引受権の目的である株式の申込期間満了の前日の日であって、本所が定める日までとする。

a～c (略)

d 本所における売買の決済に支障をきたさないよう、株券(優先出資証券を含む。)を、払込期日以後遅滞なく発行すること。

付 則

- 1 この改正規定は、平成16年10月1日から施行する。
- 2 株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律(平成16年法律第88号)による改正前の商法又は優先出資法の規定により株主名簿又は優先出資者名簿の閉鎖を行っている場合においては、当該株主名簿又は優先出資者名簿の閉鎖時を基準日とみなして、改正後の規定を適用する。

(4) 新株引受権証書については、(1)及び(2)に定めるほか、その発行方法等が次のaからdまでに掲げる要件に適合する場合に上場するものとし、その上場期間は、当該新株引受権の目的である株式の申込期間満了の前日の日であって、本所が定める日までとする。

a～c (略)

d 本所における売買の決済に支障をきたさないよう、株券(優先出資証券を含む。)を、払込期日後遅滞なく発行すること。

株券上場審査基準の取扱いの一部改正新旧対照表

新	旧
<p>2. 第4条(上場審査基準)第1項関係</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 株式の分布状況</p> <p>a 第2号に規定する少数特定者持株数及び株主数については、次のとおり取り扱うものとする。</p> <p>(a)～(d) (略)</p> <p>(e) 少数特定者持株数及び株主数については、最近の基準日等(有価証券上場規程に関する取扱い要領2.(4)jに規定する基準日等をいう。以下同じ。)における株主が所有する株式の数又は株主の数(以下次のbまでにおいて「株主等の状況」という。)に基づき算定するものとする。この場合において、新規上場申請者が当該基準日等における株主等の状況を把握するに至っていないときは、それ以前の株主等の状況を把握している最近の基準日等における株主等の状況に基づき算定するものとする。</p> <p>(f) 前(e)の規定にかかわらず、相互会社から株式会社への組織変更を行う場合において、組織変更後最初の基準日等における株主等の状況を把握するまでの間は、組織変更に伴う相互会社の社員に対する株式の割当てに係る株主等の状況に基づき算定するものとする。</p> <p>b 新規上場申請者が、前aの(e)又は(f)の規定により少数特定者持株数及び株主数の算定の基礎とした基準日等((f)の場合にあっては、組織変更に伴う相互会社の社員に対する株式の割当ての基準となる</p>	<p>2. 第4条(上場審査基準)第1項関係</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 株式の分布状況</p> <p>a 第2号に規定する少数特定者持株数及び株主数については、次のとおり取り扱うものとする。</p> <p>(a)～(d) (略)</p> <p>(e) 少数特定者持株数及び株主数については、最近の株主名簿の閉鎖時又は基準日における株主が所有する株式の数又は株主の数(以下次のbまでにおいて「株主等の状況」という。)に基づき算定するものとする。この場合において、新規上場申請者が当該株主名簿の閉鎖時又は基準日における株主等の状況を把握するに至っていないときは、それ以前の株主等の状況を把握している最近の株主名簿の閉鎖時又は基準日における株主等の状況に基づき算定するものとする。</p> <p>(f) 前(e)の規定にかかわらず、相互会社から株式会社への組織変更を行う場合において、組織変更後最初の株主名簿の閉鎖時又は基準日における株主等の状況を把握するまでの間は、組織変更に伴う相互会社の社員に対する株式の割当てに係る株主等の状況に基づき算定するものとする。</p> <p>b 新規上場申請者が、前aの(e)又は(f)の規定により少数特定者持株数及び株主数の算定の基礎とした株主名簿の閉鎖時又は基準日((f)の場合にあっては、組織変更に伴う相互会社の社員に対する株式の割</p>

日。以下この(2)において「最近の基準日等」という。)後に上場申請に係る株券又は優先出資証券の公募若しくは売出し又は上場のための数量制限付分売を行う場合は、次の取扱いによるものとし、当該取扱いに定める「公募又は売出予定書」又は「数量制限付分売予定書」に記載される株式の分布状況に基づき少数特定者持株数及び株主数を算定するものとする。

(a) 公募又は売出しを行う場合

イ 新規上場申請者及び当該公募又は売出しに関し元引受契約を締結する証券会社又は外国証券会社である本所の会員(有価証券上場規程第3条第2項第7号に規定する非会員証券会社を含む。以下「元引受会員」という。)は、公募又は売出しの内容及び手続並びに最近の基準日等における株主等の状況を記載した本所所定の「公募又は売出予定書」を提出するものとし、当該予定書に変更を生じた場合には、直ちに変更後の「公募又は売出予定書」を提出するものとする。ただし、本所の会員(有価証券上場規程第3条第2項第7号に規定する非会員証券会社を含む。以下このbについて同じ。)が当該公募又は売出しに関し元引受契約を締結しない場合においては、当該公募又は売出しに関し募集又は売出しの取扱いを行うこととなる契約を締結する証券会社又は外国証券会社である本所の会員を元引受会員とみなしてこの規定を適用する。(以下この(2)において同じ。)

ロ~ニ (略)

当てる基準となる日。以下この(2)において「最近の株主名簿の閉鎖時又は基準日」という。)後に上場申請に係る株券又は優先出資証券の公募若しくは売出し又は上場のための数量制限付分売を行う場合は、次の取扱いによるものとし、当該取扱いに定める「公募又は売出予定書」又は「数量制限付分売予定書」に記載される株式の分布状況に基づき少数特定者持株数及び株主数を算定するものとする。

(a) 公募又は売出しを行う場合

イ 新規上場申請者及び当該公募又は売出しに関し元引受契約を締結する証券会社又は外国証券会社である本所の会員(有価証券上場規程第3条第2項第7号に規定する非会員証券会社を含む。以下「元引受会員」という。)は、公募又は売出しの内容及び手続並びに最近の株主名簿の閉鎖時又は基準日における株主等の状況を記載した本所所定の「公募又は売出予定書」を提出するものとし、当該予定書に変更を生じた場合には、直ちに変更後の「公募又は売出予定書」を提出するものとする。ただし、本所の会員(有価証券上場規程第3条第2項第7号に規定する非会員証券会社を含む。以下このbについて同じ。)が当該公募又は売出しに関し元引受契約を締結しない場合においては、当該公募又は売出しに関し募集又は売出しの取扱いを行うこととなる契約を締結する証券会社又は外国証券会社である本所の会員を元引受会員とみなしてこの規定を適用する。(以下この(2)において同じ。)

ロ~ニ (略)

(b) 上場のための数量制限付分売を行う場合

イ 新規上場申請者及び上場のための数量制限付分売を行う証券会社又は外国証券会社である本所の会員（有価証券上場規程第3条第2項第7号に規定する非会員証券会社を含む。以下「立会外分売取扱会員」という。）は、当該上場のための数量制限付分売の内容及び手続並びに最近の基準日等における株主等の状況を記載した本所所定の「数量制限付分売予定書」を提出するものとし、当該予定書に変更を生じた場合には、直ちに変更後の「数量制限付分売予定書」を提出するものとする。

ロ・八（略）

(c)（略）

c 新規上場申請者が、自己株式取得決議に基づき自己株券を買い付けた場合は、a及び前bの規定に基づき算定した株主数から当該自己株券を買い付けることにより減少する株主数を減じるものとする。この場合において減少する株主数は、次の新規上場申請者の区分に従い、当該区分に定める人数とする。

(a) 国内の証券取引所に上場されている株券又は日本証券業協会に登録されている株券の発行者である新規上場申請者

公開買付け（新規上場申請者が最近の基準日等の後に公開買付けを行った場合であって、当該公開買付けに応じて株券の売付けをした人数が記載された書面を提出した場合の公開買付けに限る。以下このcにおいて同じ。）に応じて株券の売付けをしたことにより減少したと認め

(b) 上場のための数量制限付分売を行う場合

イ 新規上場申請者及び上場のための数量制限付分売を行う証券会社又は外国証券会社である本所の会員（有価証券上場規程第3条第2項第7号に規定する非会員証券会社を含む。以下「立会外分売取扱会員」という。）は、当該上場のための数量制限付分売の内容及び手続並びに最近の株主名簿の閉鎖時又は基準日における株主等の状況を記載した本所所定の「数量制限付分売予定書」を提出するものとし、当該予定書に変更を生じた場合には、直ちに変更後の「数量制限付分売予定書」を提出するものとする。

ロ・八（略）

(c)（略）

c 新規上場申請者が、自己株式取得決議に基づき自己株券を買い付けた場合は、a及び前bの規定に基づき算定した株主数から当該自己株券を買い付けることにより減少する株主数を減じるものとする。この場合において減少する株主数は、次の新規上場申請者の区分に従い、当該区分に定める人数とする。

(a) 国内の他の証券取引所に上場されている株券又は日本証券業協会に登録されている株券の発行者である新規上場申請者

公開買付け（新規上場申請者が最近の株主名簿の閉鎖時又は基準日後に公開買付けを行った場合であって、当該公開買付けに応じて株券の売付けをした人数が記載された書面を提出した場合の公開買付けに限る。以下このcにおいて同じ。）

られる人数及び当該基準日等の後に買い付けた自己株券に係る株式数（当該公開買付けにより買い付けた株式数を除く。以下このcにおいて「当該買付株式数」という。）について新規上場申請者が本所に提出した「株式の分布状況表」の所有数別状況における株式の状況の区分に記載される所有株式数に基づき、次のイ又はロにより算出した人数の合計人数

イ・ロ（略）

(b)（略）

- d 国内の証券取引所に上場されている株券又は日本証券業協会に登録されている株券の発行者である新規上場申請者が最近の基準日等の後に株券の公募若しくは売出し又は国内の証券取引所の規則により定める立会外分売（50単位未満の範囲内で買付申込数量に限度を設けて行ったものをいう。）を行った場合であって、新規上場申請者及び幹事会員が、当該公募若しくは売出しの内容又は立会外分売の結果についてbの(a)八、(b)八又は(c)の規定に基づき新規上場申請者、元引受会員又は立会外分売取扱会員が提出することとされている書面と同種の書面を提出したときは、第2号に規定する株式の分布状況は、次の(a)及び(b)に定めるところにより取り扱うことができるものとする。

(a) 少数特定者持株数については、新規上場申請者が本所に提出した「株式の分布状況表」に記載された株式数に、当該公募若しくは売出し又は立会外分売により増減した株式数を加減した株式数に基づき算出した少数特定者持株数を最近

に応じて株券の売付けをしたことにより減少したと認められる人数及び当該株主名簿の閉鎖時又は基準日後に買い付けた自己株券に係る株式数（当該公開買付けにより買い付けた株式数を除く。以下このcにおいて「当該買付株式数」という。）について新規上場申請者が本所に提出した「株式の分布状況表」の所有数別状況における株式の状況の区分に記載される所有株式数に基づき、次のイ又はロにより算出した人数の合計人数

イ・ロ（略）

(b)（略）

- d 国内の証券取引所に上場されている株券又は日本証券業協会に登録されている株券の発行者である新規上場申請者が最近の株主名簿の閉鎖時又は基準日後に株券の公募若しくは売出し又は国内の証券取引所の規則により定める立会外分売（50単位未満の範囲内で買付申込数量に限度を設けて行ったものをいう。）を行った場合であって、新規上場申請者及び幹事会員が、当該公募若しくは売出しの内容又は立会外分売の結果についてbの(a)八、(b)八又は(c)の規定に基づき新規上場申請者、元引受会員又は立会外分売取扱会員が提出することとされている書面と同種の書面を提出したときは、第2号に規定する株式の分布状況は、次の(a)及び(b)に定めるところにより取り扱うことができるものとする。

(a) 少数特定者持株数については、新規上場申請者が本所に提出した「株式の分布状況表」に記載された株式数に、当該公募若しくは売出し又は立会外分売により増減した株式数を加減した株式数に基づき算出した少数特定者持株数を最近

の基準日等における少数特定者持株数とみなすものとする。

(b) 株主数については、新規上場申請者が本所に提出した「株式の分布状況表」に記載された株主数に、当該公募若しくは売出し又は立会外分売に係る株主数（当該立会外分売については、本所が認めた人数）を加算した株主数を最近の基準日等における株主数とみなすものとする。

e (略)

(3) ~ (10) (略)

付 則

- 1 この改正規定は、平成16年10月1日から施行する。
- 2 株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律（平成16年法律第88号）による改正前の商法又は優先出資法の規定により株主名簿又は優先出資者名簿の閉鎖を行っている場合においては、当該株主名簿又は優先出資者名簿の閉鎖時を基準日とみなして、改正後の規定を適用する。

の株主名簿の閉鎖時又は基準日における少数特定者持株数とみなすものとする。

(b) 株主数については、新規上場申請者が本所に提出した「株式の分布状況表」に記載された株主数に、当該公募若しくは売出し又は立会外分売に係る株主数（当該立会外分売については、本所が認めた人数）を加算した株主数を最近の株主名簿の閉鎖時又は基準日における株主数とみなすものとする。

e (略)

(3) ~ (10) (略)

上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則の取扱いの一部改正新旧対照表

新	旧
<p>5 . 第 5 条 (決定事項等に係る通知及び書類の提出) 関係</p> <p>(1) ・ (2) (略)</p> <p>(3) 第 1 項に規定する書類の提出は、次の a から n までに掲げる事項について決議又は決定を行った場合に、当該 a から n までに定めるところにより行うものとする。</p> <p>a ~ j (略)</p> <p>k 第 9 号に掲げる事項 基準日に関する日程表 当該期日の 2 週間前</p> <p>l ~ n (略)</p> <p>(4) (略)</p> <p>(5) 第 1 3 号に規定する事項には、次に掲げる事項を含むものとする。</p> <p>a ~ d (略)</p> <p>e <u>基準日の設定の中止</u></p> <p>f ~ k (略)</p> <p>(6) ・ (7) (略)</p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>この改正規定は、平成 1 6 年 1 0 月 1 日から施行する。</p>	<p>5 . 第 5 条 (決定事項等に係る通知及び書類の提出) 関係</p> <p>(1) ・ (2) (略)</p> <p>(3) 第 1 項に規定する書類の提出は、次の a から n までに掲げる事項について決議又は決定を行った場合に、当該 a から n までに定めるところにより行うものとする。</p> <p>a ~ j (略)</p> <p>k 第 9 号に掲げる事項 <u>臨時名簿閉鎖期間又は基準日に関する日程表</u> 当該期間の初日又は期日の 2 週間前</p> <p>l ~ n (略)</p> <p>(4) (略)</p> <p>(5) 第 1 3 号に規定する事項には、次に掲げる事項を含むものとする。</p> <p>a ~ d (略)</p> <p>e <u>株主名簿の閉鎖の中止</u></p> <p>f ~ k (略)</p> <p>(6) ・ (7) (略)</p>

株券上場廃止基準の取扱いの一部改正新旧対照表

新	旧
<p>1. 第2条(上場廃止基準)第1項関係</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 株式の分布状況</p> <p>a～c (略)</p> <p>d 少数特定者持株数が上場株式数の80%を超えている銘柄が、猶予期間内において、次の(a)又は(b)に該当することとなった場合には、上場株式数の80%以下となったものとして取り扱う。この場合における審査は、上場会社が本所の定める事項を記載した書類を提出したときに行うものとする。</p> <p>(a) <u>基準日等(有価証券上場規程に関する取扱い要領2.(4)jに規定する基準日等をいう。以下同じ。)</u>現在における少数特定者持株数が上場株式数の80%以下となったと認められるとき。</p> <p>(b) 株式の公募又は売出し(以下「株式の公募等」という。)を行った場合又は数量制限付分売を行った場合であって、当該株式の公募等又は数量制限付分売を行った後の少数特定者持株数が上場株式数の80%以下となったことが明らかに認められるとき。</p> <p>(注) 「明らかに認められるとき」とは、次のイ又はロに該当する場合をいうものとする。</p> <p>イ 当該株式の公募に係る応募者に当該株式の公募等又は数量制限付分売の直近の決算期又は基準日(以下「直近の決算期等」という。)における大株主上位10名及び役員が含まれていない場合で、直近の決算期等に</p>	<p>1. 第2条(上場廃止基準)第1項関係</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 株式の分布状況</p> <p>a～c (略)</p> <p>d 少数特定者持株数が上場株式数の80%を超えている銘柄が、猶予期間内において、次の(a)又は(b)に該当することとなった場合には、上場株式数の80%以下となったものとして取り扱う。この場合における審査は、上場会社が本所の定める事項を記載した書類を提出したときに行うものとする。</p> <p>(a) <u>株主名簿の閉鎖時又は基準日現在</u>における少数特定者持株数が上場株式数の80%以下となったと認められるとき。</p> <p>(b) 株式の公募又は売出し(以下「株式の公募等」という。)を行った場合又は数量制限付分売を行った場合であって、当該株式の公募等又は数量制限付分売を行った後の少数特定者持株数が上場株式数の80%以下となったことが明らかに認められるとき。</p> <p>(注) 「明らかに認められるとき」とは、次のイ又はロに該当する場合をいうものとする。</p> <p>イ 当該株式の公募に係る応募者に当該株式の公募等又は数量制限付分売の直近の決算期、<u>株主名簿の閉鎖時</u>又は基準日(以下「直近の決算期等」という。)における大株主上位10名及び役員が含まれていない場合</p>

における少数特定者持株数が直近の決算期等における上場株式数に当該株式の公募に係る株式数を加えた数の75%以下となった場合

ロ (略)

イ及び前ロの場合における少数特定者持株数の算定については、直近の決算期等から当該株式の公募又は売出し等までの間に、株式の公募又は売出し等を行っている場合で、その株式の公募に係る応募者に直近の決算期等における大株主上位10名及び役員が含まれていない場合には、直近の決算期等における上場株式数にその株式の公募に係る株式数を加算することができるものとし、その株式の売出し等が直近の決算期等における大株主上位10名及び役員の所有に係る株式の売出し等である場合には、直近の決算期等における少数特定者持株数からその株式の売出し等に係る株式数を差し引くことができるものとする。

e 第2号aに規定する「少数特定者持株数」及び第2号bに規定する「株主数」を算定するに当たっては、明らかに固定的所有でないと認められる株式を除き、所有株式数の多い順に10名の株主(優先出資者を含む。以下同じ。)が所有する株式のうちに委託者指図型投資信託又は特定金銭信託に組み入れられている信託業務を営む銀行の名義の株式がある場合において、上場会社が有価証券報告書提出後1週間以内又は基準日等の後2か月以内に、当該委託者指図型投資信託又は特定金銭信託の委託者等について本所の定める事項を記載した書類を提出したときには、当該委託者を当該委託者指図型投資信託又は特定金銭信託の委託

で、直近の決算期等における少数特定者持株数が直近の決算期等における上場株式数に当該株式の公募に係る株式数を加えた数の75%以下となった場合

ロ (略)

イ及び前ロの場合における少数特定者持株数の算定については、直近の決算期等から当該株式の公募又は売出し等までの間に、株式の公募又は売出し等を行っている場合で、その株式の公募に係る応募者に直近の決算期等における大株主上位10名及び役員が含まれていない場合には、直近の決算期等における上場株式数にその株式の公募に係る株式数を加算することができるものとし、その株式の売出し等が直近の決算期等における大株主上位10名及び役員の所有に係る株式の売出し等である場合には、直近の決算期等における少数特定者持株数からその株式の売出し等に係る株式数を差し引くことができるものとする。

e 第2号aに規定する「少数特定者持株数」及び第2号bに規定する「株主数」を算定するに当たっては、明らかに固定的所有でないと認められる株式を除き、所有株式数の多い順に10名の株主(優先出資者を含む。以下同じ。)が所有する株式のうちに委託者指図型投資信託又は特定金銭信託に組み入れられている信託業務を営む銀行の名義の株式がある場合において、上場会社が有価証券報告書提出後1週間以内又は株主名簿の閉鎖時又は基準日後2か月以内に、当該委託者指図型投資信託又は特定金銭信託の委託者等について本所の定める事項を記載した書類を提出したときには、当該委託者を当該委託者指図型投資信託又は

に係る株式を所有する株主として取り扱うことができるものとする。

f・g (略)

h 株券上場審査基準の取扱い2.(2)aの(d)(株主数の算定の取扱い)の規定は、上場会社が有価証券報告書提出後1週間以内又は基準日等の後2か月以内に、株主又は特定金銭信託の委託者等について本所の定める事項を記載した書類を提出したときには、第2号bに規定する株主数の算定について準用する。

i 株主数が第2号bに定める人数に満たない銘柄が、猶予期間内において、次の(a)又は(b)に該当することとなった場合には、第2号bに定める人数に達したものとして取り扱う。この場合における審査は、上場会社が本所の定める事項を記載した書類を提出したときに行うものとする。

(a) 基準日現在における株主数が第2号bに定める人数以上となったと認められるとき。

(b) (略)

j 株主数が第2号bに定める人数に満たない銘柄が、猶予期間経過後3か月目の月の末日以前に、株式分割(同時に1単元の株式の数の多い数への変更を行っている場合には、実質的に株式分割が行われたと認められるものに限る。)を猶予期間の最終日の属する月の翌月から起算して5か月目の月の初日までに行うことの決議(委員会等設置会社にあつては、執行役の決定を含む。以下このjにおいて同じ。)をした場合には、決議の日における株主数(最近の基準日の株主数をいう。ただし、本所の定める事項を記載した書類を提出したときは、当

特定金銭信託の委託に係る株式を所有する株主として取り扱うことができるものとする。

f・g (略)

h 株券上場審査基準の取扱い2.(2)aの(d)(株主数の算定の取扱い)の規定は、上場会社が有価証券報告書提出後1週間以内又は株主名簿の閉鎖時又は基準日後2か月以内に、株主又は特定金銭信託の委託者等について本所の定める事項を記載した書類を提出したときには、第2号bに規定する株主数の算定について準用する。

i 株主数が第2号bに定める人数に満たない銘柄が、猶予期間内において、次の(a)又は(b)に該当することとなった場合には、第2号bに定める人数に達したものとして取り扱う。この場合における審査は、上場会社が本所の定める事項を記載した書類を提出したときに行うものとする。

(a) 株主名簿の閉鎖時又は基準日現在における株主数が第2号bに定める人数以上となったと認められるとき。

(b) (略)

j 株主数が第2号bに定める人数に満たない銘柄が、猶予期間経過後3か月目の月の末日以前に、株式分割(同時に1単元の株式の数の多い数への変更を行っている場合には、実質的に株式分割が行われたと認められるものに限る。)を猶予期間の最終日の属する月の翌月から起算して5か月目の月の初日までに行うことの決議(委員会等設置会社にあつては、執行役の決定を含む。以下このjにおいて同じ。)をした場合には、決議の日における株主数(最近の株主名簿の閉鎖時又は基準日(以下「基準日等」という。)の株主数をいう。ただし、本所

該基準日等の株主数に当該基準日等における単元未満株式のみを所有する株主（単元株制度を採用しない場合には、端株原簿のみに記載のある端株主）のうち、当該株式分割により1単元の株式の数以上の株式を所有する株主（単元株制度を採用しない場合には、株主）となるべき者の数を加えた人数をいう。）が、同号に定める人数に達している場合には、決議の時（審査対象決算期以前に決議した場合には当該審査対象決算期とし、猶予期間経過後に決議した場合には猶予期間の最終日とする。）に当該銘柄の株主数が同号に定める人数に達したものと取り扱うものとする。この場合において決議の日における上場株式数（猶予期間の最終日以前に決議した場合には当該審査対象決算期の末日の上場株式数を、猶予期間経過後に決議した場合には猶予期間の最終日の上場株式数を当該株式分割の分割比率で除したものをいう。）を同号の上場株式数とみなすものとする。

k ~ n （略）

(3) （略）

(4) 上場時価総額

a 第4号に規定する「上場時価総額が5億円に満たない場合」とは、月間平均上場時価総額（本所の売買立会における当該株券の日々の最終価格（呼値に関する規則第9条の規定により気配表示された最終気配値段を含むものとし、その日に約定値段（呼値に関する規則第9条の規定により気配表示された気配値段を含む。）がない場合は、本所がその都度定める価格とする。以下同じ。）に、その日の上場株式数（上場会社が株式分割又は株式併合を行う場合には、

の定める事項を記載した書類を提出したときは、当該基準日等の株主数に当該基準日等における単元未満株式のみを所有する株主（単元株制度を採用しない場合には、端株原簿のみに記載のある端株主）のうち、当該株式分割により1単元の株式の数以上の株式を所有する株主（単元株制度を採用しない場合には、株主）となるべき者の数を加えた人数をいう。）が、同号に定める人数に達している場合には、決議の時（審査対象決算期以前に決議した場合には当該審査対象決算期とし、猶予期間経過後に決議した場合には猶予期間の最終日とする。）に当該銘柄の株主数が同号に定める人数に達したものと取り扱うものとする。この場合において決議の日における上場株式数（猶予期間の最終日以前に決議した場合には当該審査対象決算期の末日の上場株式数を、猶予期間経過後に決議した場合には猶予期間の最終日の上場株式数を当該株式分割の分割比率で除したものをいう。）を同号の上場株式数とみなすものとする。

k ~ n （略）

(3) （略）

(4) 上場時価総額

a 第4号に規定する「上場時価総額が5億円に満たない場合」とは、月間平均上場時価総額（本所の売買立会における当該株券の日々の最終価格に、その日の上場株式数（上場会社が株式分割又は株式併合を行う場合には、当該株式分割又は株式併合に係る権利を受ける者を確定するための基準日又は株式名簿閉鎖開始日の前日（以下「権利確定日」という。）の3日前の日（権利確定日が休業日に当たるときは、権利確定日の4日前の日）において、当該株式分割

当該株式分割又は株式併合に係る権利を受ける者を確定するための基準日（以下「権利確定日」という。）の3日前の日（権利確定日が休業日に当たるときは、権利確定日の4日前の日）において、当該株式分割又は株式併合により増減する株式数を加減するものとする。以下この（4）において同じ。）を乗じて得た額の平均をいう。以下同じ。）又は月末上場時価総額（毎月末日における本所の売買立会における当該株券の最終価格（当該最終価格がないときは、直近の最終価格）に、当該末日における上場株式数を乗じて得た額をいう。以下同じ。）が5億円に満たない場合をいうものとする。

b～d（略）

（5）～（13）（略）

付 則

- 1 この改正規定は、平成16年10月1日から施行する。
- 2 株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律（平成16年法律第88号）による改正前の商法又は優先出資法の規定により株主名簿又は優先出資者名簿の閉鎖を行っている場合においては、当該株主名簿又は優先出資者名簿の閉鎖時を基準日とみなして、改正後の規定を適用する。

又は株式併合により増減する株式数を加減するものとする。以下この（4）において同じ。）を乗じて得た額の平均をいう。以下同じ。）又は月末上場時価総額（毎月末日における本所の売買立会における当該株券の最終価格（当該最終価格がないときは、直近の最終価格）に、当該末日における上場株式数を乗じて得た額をいう。以下同じ。）が5億円に満たない場合をいうものとする。

b～d（略）

（5）～（13）（略）

優先株に関する有価証券上場規程の特例の取扱いの一部改正新旧対照表

新	旧
<p>3. 第4条(上場廃止基準)関係</p> <p>(1) 第2項第2号に規定する株式の分布状況の取扱いは、次のとおりとする。</p> <p>a・b (略)</p> <p>c 株券上場廃止基準の取扱い1.(2)e(少数特定者持株数及び株主数の算定の取扱い)及び株券上場審査基準の取扱い2.(2)aの(d)の規定は、上場会社が有価証券報告書提出後1週間以内又は基準日等(有価証券上場規程に関する取扱い要領2.(4)jに規定する基準日をいう。)の後2か月以内に、株主又は特定金銭信託の委託者等について本所の定める事項を記載した書類を提出したときには、第2号(同号ただし書を除く。)に規定する優先株少数特定者持株数又は優先株株主数の算定について準用する。</p> <p>d～i (略)</p> <p>(2)～(4) (略)</p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>1 この改正規定は、平成16年10月1日から施行する。</p> <p>2 株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律(平成16年法律第88号)による改正前の商法の規定により株主名簿の閉鎖を行っている場合においては、当該株主名簿の閉鎖時を</p>	<p>3. 第4条(上場廃止基準)関係</p> <p>(1) 第2項第2号に規定する株式の分布状況の取扱いは、次のとおりとする。</p> <p>a・b (略)</p> <p>c 株券上場廃止基準の取扱い1.(2)e(少数特定者持株数及び株主数の算定の取扱い)及び株券上場審査基準の取扱い2.(2)aの(d)の規定は、上場会社が有価証券報告書提出後1週間以内(eにおいて準用する株券上場廃止基準の取扱い1.(2)dにおいて株主名簿の閉鎖を行った場合若しくは基準日を設けた場合又はhにおいて準用する株券上場廃止基準の取扱い1.(2)iに規定する株主名簿の閉鎖を行った場合若しくは基準日を設けた場合には、当該株主名簿の閉鎖時又は基準日後2か月以内)に、株主又は特定金銭信託の委託者等について本所の定める事項を記載した書類を提出したときには、第2号(同号ただし書を除く。)に規定する優先株少数特定者持株数又は優先株株主数の算定について準用する。</p> <p>d～ (略)</p> <p>(2)～(4) (略)</p>

基準日とみなして、改正後の規定を適用する。

不動産投資信託証券に関する有価証券上場規程の特例の取扱いの一部改正新旧対照表

新	旧
<p>7. 決定事項等に係る通知及び書類の提出等の取扱い（不動産投信特例第11条関係）</p> <p>（1）～（3）（略）</p> <p>（4）第1項に規定する書類の提出（同項第3号に係るものに限る。）は、次のaからeまでに掲げる事項について決議又は決定を行った場合に、当該aからeまでに定めるところにより行うものとする。この場合において、上場不動産投資信託証券の発行者は、cの（a）、（b）及び（d）並びにdに掲げる書類を本所が公衆の縦覧に供することに同意するものとする。</p> <p>a～d（略）</p> <p>e 第1項第3号aの（b）に掲げる事項 基準日に関する日程表 当該期日の2週間前</p> <p>（5）・（6）（略）</p> <p align="center">付 則</p> <p>この改正規定は、平成16年10月1日から施行する。</p>	<p>7. 決定事項等に係る通知及び書類の提出等の取扱い（不動産投信特例第11条関係）</p> <p>（1）～（3）（略）</p> <p>（4）第1項に規定する書類の提出（同項第3号に係るものに限る。）は、次のaからeまでに掲げる事項について決議又は決定を行った場合に、当該aからeまでに定めるところにより行うものとする。この場合において、上場不動産投資信託証券の発行者は、cの（a）、（b）及び（d）並びにdに掲げる書類を本所が公衆の縦覧に供することに同意するものとする。</p> <p>a～d（略）</p> <p>e 第1項第3号aの（b）に掲げる事項 <u>臨時名簿閉鎖期間又は基準日に関する日程表</u> 当該期間の初日又は期日の2週間前</p> <p>（5）・（6）（略）</p>